# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名             |
|-------|------------------|
| 4     | 国民健康保険事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滝沢市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

滝沢市長

### 公表日

令和5年10月31日

#### I 関連情報

国民健康保険ファイル

#### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 国民健康保険事務 国民健康保険法及び条例等に基づき、国民健康保険加入者の資格管理及び各種保険給付、国民健康 保険税の賦課を行う。 1. 転出入や出生死亡、社会保険離脱等に伴う国民健康保険加入者の資格管理 2. 被保険者証や高齢受給者証、限度額適用認定証等の発行及び送付 3. 各種保険給付の決定及び通知 4. 国民健康保険税の賦課決定又は賦課更正及び通知 5. 国民健康保険税の減免又は免除の決定及び通知 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第 19条第7号別表第二を基に滝沢市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシ ステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要 な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 「国民健康保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によ りオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共 同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用ま たは提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療 報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定 が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提 ②事務の概要 供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同し て支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中 央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の 運営を共同して行う。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等 事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受 けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管 理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して 医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの 委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情 報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情 報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐づけるために機関別符号の取得並びに 紐付け情報の提供を行う。 ・国民健康保険の給付業務において被保険者等の公金受取口座情報を利用するために、国保事務処 理標準システムを用いて情報提供ネットワークシステムに接続し、デジタル庁が保有する公金受取口座 情報を取得する。 1. 国民健康保険資格システム 2. 国民健康保険給付システム 3. 国民健康保険税システム 4. 共通基盤連携サーバー 5. 住民基本台帳システム ③システムの名称 6. 宛名管理システム 7. 税宛名管理システム 8. 団体内統合宛名システム 9. 中間サーバ-10. 医療保険者等向け中間サーバー等 11. 国保総合(国保集約)システム 2. 特定個人情報ファイル名

| 3. 個人番号の利用             |   |
|------------------------|---|
| O. 1974 E. 3 02 (1971) |   |
| 法令上の根拠                 | <ul> <li>・番号法第9条第1項 別表第一の16の項及び30の項</li> <li>・番号法第9条第2項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条及び第24条</li> <li>〈オンライン資格確認の準備業務〉</li> <li>・番号法第9条第1項別表第一の16の項及び30の項</li> </ul>  |
|                        | ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条<br>・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項   |
| 4. 情報提供ネットワークシ         |   |
| ①実施の有無                 | <ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>1)実施する</li><li>2)実施しない</li><li>3)未定</li></ul>  |
|                        | (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二の27、42、43、44、45、121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条、第25条、第25条の2、第26条、第59条の4 (情報提供の根拠)  |
| ②法令上の根拠                | <ul> <li>・番号法第19条第8号別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</li> </ul> |
|                        | 〈オンライン資格確認の準備事務〉 <ul> <li>・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul> 〈公金受取口座照会の根拠〉   |
|                        | ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律<br>第38号)第9条<br>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令<br>和3年デジタル庁令第10号)第2条第13号  |
| 5. 評価実施機関における          |   |
| ①部署                    | (資格及び給付に関すること)健康福祉部保険年金課<br>(賦課に関すること)企画総務部税務課  |
| ②所属長の役職名               | 課長  |
| 6. 他の評価実施機関            |   |
|                        |   |
| 7. 特定個人情報の開示・          | 訂正・利用停止請求   |
| 請求先                    | 滝沢市 企画総務部総務課<br>岩手県滝沢市中鵜飼55番地<br>019-656-6558   |
| 8. 特定個人情報ファイル(         |   |
| 連絡先                    | (資格及び給付に関すること)<br>滝沢市 健康福祉部保険年金課<br>岩手県滝沢市中鵜飼55番地<br>019-656-6528   |
| (上市176                 | (賦課に関すること)<br>滝沢市 企画総務部税務課<br>岩手県滝沢市中鵜飼55番地<br>019-656-6570   |

### Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人                                     | 1. 対象人数           |                   |             |  |                    |           |  |
|--|-------------------|-------------------|-------------|--|--------------------|-----------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                           |                   | [ 1,000人以上1万人未満 ] |             | <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上 3) 1万人以上10 4) 10万人以上35) 30万人以上 | 1万人未満<br>)万人未満     |           |  |
|  | いつ時点の計数か          | 令和                | 15年8月31日 時点 |  |                    |           |  |
| 2. 取扱者勢                                    | 数                 |                   |             |  |                    |           |  |
| 特定個人情報                                     | 報ファイル取扱者数は500人以上か | [                 | 500人未満      | ]  | <選択肢><br>1) 500人以上 | 2) 500人未満 |  |
|  | いつ時点の計数か          | 令和                | 15年8月31日 時点 |  |                    |           |  |
| 3. 重大事                                     | 3. 重大事故           |                   |             |  |                    |           |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人<br>情報に関する重大事故が発生したか |                   | [                 | 発生なし        | ]  | <選択肢><br>1) 発生あり   | 2) 発生なし   |  |

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                           |       |            |               |         |   |                     |
|---|-------|------------|---------------|---------|---|---------------------|
| [   基礎  | 項目評価  | i書 ]       |               |         | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及ひ 3) 基礎項目評価書及ひ        | 「重点項目評価書<br>「全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施<br>されている。                       | 施機関に  | ついては、それぞれ重 | <b>直点項目</b> 評 | 価書又は全項  | 目評価書において、リスク                                      | ク対策の詳細が記載           |
| 2. 特定個人情報の入手(付                                  | 青報提供  | ネットワークシステ  | ムを通じ          | た入手を除く  | 。)  |                     |
| 目的外の入手が行われるリ<br>スクへの対策は十分か                      | [     | 十分である      | ]             |         | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |                     |
| 3. 特定個人情報の使用                                    |       |            |               |         |   |                     |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か       | [     | 十分である      | ]             |         | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |                     |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [     | 十分である      | ]             |         | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |                     |
| 4. 特定個人情報ファイルの                                  | の取扱い  | の委託        |               |         | [   | ]委託しない              |
| 委託先における不正な使用<br>等のリスクへの対策は十分か                   | [     | 十分である      | ]             |         | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |                     |
| 5. 特定個人情報の提供・移転                                 | 太(委託や | 情報提供ネットワー  | クシステム         | を通じた提供る |   | ]提供・移転しない           |
| 不正な提供・移転が行われる<br>リスクへの対策は十分か                    | [     | 十分である      | ]             |         | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |                     |
| 6. 情報提供ネットワークシ                                  | ステムと  | の接続        |               | [ ]接線   | 売しない(入手) [  | ]接続しない(提供)          |
| 目的外の入手が行われるリ<br>スクへの対策は十分か                      | [     | 十分である      | ]             |         | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |                     |
| 不正な提供が行われるリスク<br>への対策は十分か                       | [     | 十分である      | ]             |         | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |                     |
| 7. 特定個人情報の保管・注                                  | 肖去    |            |               |         |   |                     |
| 特定個人情報の漏えい・滅<br>失・毀損リスクへの対策は十<br>分か             | [     | 十分である      | ]             |         | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |                     |
| 8. 監査   |       |            |               |         |   |                     |
| 実施の有無   | [ 0 ] | 自己点検       | [ ]           | 内部監査    | [ ] 外部監   | 査                   |
| 9. 従業者に対する教育・啓                                  | 発     |            |               |         |   |                     |
| 従業者に対する教育・啓発                                    | [     | 十分に行っている   | ]             |         | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない       | ている                 |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                             |
|------------|--|--|---|------|---------------------------------------|
| 平成28年4月14日 | I 関連情報<br>5. 評価実施機関における担<br>当部署<br>②所属長    | (資格及び給付に関すること)保険年金課長 櫻田 光政<br>(賦課に関すること)税務課長 井上 久  | (資格及び給付に関すること)保険年金課長 舘<br>澤 俊幸<br>(賦課に関すること)税務課長 井上 久   | 事後   | 国保総合(国保集約)システム<br>導入に伴い、変更したもの。       |
| 平成28年4月14日 | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称 | 1. 国民健康保険資格システム<br>2. 国民健康保険給付システム<br>3. 国民健康保険税システム<br>4. 共通基盤連携サーバー<br>5. 住民基本台帳システム<br>6. 宛名管理システム<br>7. 税宛名管理システム<br>8. 団体内統合宛名システム<br>9. 中間サーバー | <ol> <li>国民健康保険資格システム</li> <li>国民健康保険給付システム</li> <li>国民健康保険税システム</li> <li>共通基盤連携サーバー</li> <li>住民基本台帳システム</li> <li>宛名管理システム</li> <li>税宛名管理システム</li> <li>団体内統合宛名システム</li> <li>中間サーバー</li> <li>国保総合(国保集約)システム</li> </ol> | 事前   | 国保総合(国保集約)システム<br>導入のため。              |
| 令和1年6月30日  | I.5.評価実施機関における担<br>当部署 ②所属長の役職名            | (資格及び給付に関すること)<br>保険年金課長 舘澤 俊幸<br>(賦課に関すること)<br>税務課長 井上 久  | 課長  | 事後   | 様式変更により訂正したもの。                        |
| 令和1年6月30日  | Ⅱしきい値判断項目 1.対象<br>人数                       | 平成29年4月1日時点  | 令和元年5月31日時点   | 事後   | 様式変更に伴い再度実施したもの。                      |
| 令和1年6月30日  | II しきい値判断項目 2.取扱<br>者人数                    | 平成29年4月1日時点  | 令和元年5月31日時点   | 事後   | 様式変更に伴い再度実施したもの。                      |
| 令和1年6月30日  | 7. 特定個人情報の開示・訂                             | 滝沢市役所 企画総務部人事課<br>岩手県滝沢市中鵜飼55番地<br>019-684-2111  | 滝沢市 企画総務部総務課<br>岩手県滝沢市中鵜飼55番地<br>019-656-6558   | 事後   | 課名変更及び直通電話が追加されたため、様式変更に合わせて訂正したもの。   |
| 令和1年6月30日  | I 関連情報<br>8. 特定個人情報ファイルの取<br>扱いに関する問合せ 連絡先 |  | 滝沢市 健康福祉部保険年金課<br>岩手県滝沢市中鵜飼55番地<br>019-656-6530   | 事後   | 直通電話が追加されたため、<br>様式変更に合わせて訂正した<br>もの。 |
| 令和1年6月30日  | Ⅳ.リスク対策                                    | 記載事項なし   | リスク対策の実施状況を追加   | 事後   | 様式変更により追加したもの。                        |
| 令和2年11月25日 | Ⅱ しきい値判断項目<br>1.対象人数                       | 令和1年5月31日時点  | 令和2年10月31日時点  | 事前   | 再評価実施により再度実施し<br>たもの。                 |
| 令和2年11月25日 | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者人数                    | 平成31年4月1日時点  | 令和2年4月1日時点  | 事前   | 再評価実施により再度実施し<br> たもの。                |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明         |
|-----------|--|---|---|------|-------------------|
| 令和3年5月11日 | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取<br>り扱う事務<br>②事務の概要 | 康保険加入者の資格管理及び各種保険給付、<br>国民健康保険税の賦課を行う。<br>1. 転出入や出生死亡、社会保険離脱等に伴う<br>国民健康保険加入者の資格管理<br>2. 被保険者証や高齢受給者証、限度額適用<br>認定証等の発行及び送付<br>3. 各種保険給付の決定及び通知<br>4. 国民健康保険税の賦課決定又は賦課更正<br>及び通知 | 国民健康保険法及び条例等に基づき、国民健康保険加入者の資格管理及び各種保険給付、<br>国民健康保険税の賦課を行う。<br>1. 転出入や出生死亡、社会保険離脱等に伴う<br>国民健康保険加入者の資格管理<br>2. 被保険者証や高齢受給者証、限度額適用<br>認定証等の発行及び送付<br>3. 各種保険給付の決定及び通知<br>4. 国民健康保険税の賦課決定又は賦課更正及び通知<br>5. 国民健康保険税の減免又は免除の決定及び通知<br>5. 国民健康保険税の減免又は免除の決定及び通知 | 事後   | 評価書の見直しにより修正したもの。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|----|--------|--|------|-----------|
|     |    |        | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」によいう。)第19条第7号別表第二を基に流いて、特定は、国民健康保険に関する事務において、報告という。)第19条第7号別表第二を基において、報告、国民健康保険に関する事務において、報告、関連のの場所を表して各情報について本力を持定のの場所を表して中間が保持を表して中間が一バーへ登録する。「国民健康の健康保険法等の認のしくうな、係をでは、当時、ののような、係をでは、自己により、当時、ののような、係をでは、自己により、 |      |           |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明             |
|-----------|--|---|--|------|-----------------------|
|           |  |   | 《オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。〉〉・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保険者等向がら被保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐づけるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 |      |                       |
| 令和3年5月11日 | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称 | <ol> <li>国民健康保険資格システム</li> <li>国民健康保険給付システム</li> <li>国民健康保険税システム</li> <li>共通基盤連携サーバー</li> <li>住民基本台帳システム</li> <li>宛名管理システム</li> <li>税宛名管理システム</li> <li>団体内統合宛名システム</li> <li>中間サーバー</li> <li>国保総合(国保集約)システム</li> </ol> | 1. 国民健康保険資格システム<br>2. 国民健康保険給付システム<br>3. 国民健康保険税システム<br>4. 共通基盤連携サーバー<br>5. 住民基本台帳システム<br>6. 宛名管理システム<br>7. 税宛名管理システム<br>8. 団体内統合宛名システム<br>9. 中間サーバー<br>10. 医療保険者等向け中間サーバー等<br>11. 国保総合(国保集約)システム  | 事後   | 評価書の見直しにより修正し<br>たもの。 |

| 変更日       | 項目                             | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明         |
|-----------|--------------------------------|--|---|------|-------------------|
| 令和3年5月11日 | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用<br>法令上の根拠 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)・第9条第1項・別表第一の16、30項 | 1. 番号法第9条第1項 別表第一の16の項及<br>び30の項<br>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主<br>務奨励で定める事務を定める命令(平成26年<br>内閣府・総務省令で定める事務を定める命令」という。)第16条及び第24条<br>〈オンライン資格確認の準備業務〉<br>・番号法第9条第1項別表第一の16の項及び3<br>0の項<br>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を<br>定める命令第16条及び第24条<br>・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第<br>2項 | 事後   | 評価書の見直しにより修正したもの。 |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明             |
|-----------|---|--|---|------|-----------------------|
| 令和3年5月11日 | 1 関連情報<br>4. 情報ネットワークシステム<br>による情報連携<br>②法令上の根拠 | <ul><li>・第19条第7号</li><li>・別表第二の1、2、3、4、5、6、11、14、17、22、26、27、28、29、30、33、39、42、4</li></ul> | (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号別表第二の27、42、43、44、45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条、第25条、第25条の2、第26条の2(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務のの番号の利用等に関する法律別表の名、第1条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第12条の3、第15条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第55条の2、第55条の3、インライン資格確認の準備事務〉・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備事務〉・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備事務〉・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備事務〉・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備事務〉・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備事務〉・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備事務〉・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備事務〉・番号法院と関別符号を第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンラインの準備事務〉・・番号は、第1項及び第2項 |      | 評価書の見直しにより修正したもの。     |
|           | I 関連情報<br>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先          |  | (資格及び給付に関すること)<br>滝沢市 健康福祉部保険年金課<br>岩手県滝沢市中鵜飼55番地<br>019-656-6528<br>(賦課に関すること)<br>滝沢市 企画総務部税務課<br>岩手県滝沢市中鵜飼55番地<br>019-656-6570  |      | 評価書の見直しにより修正し<br>たもの。 |

| 変更日      | 項目                   | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                   |
|----------|----------------------|---|---|------|-----------------------------|
|          | 4. 情報提供ネットワークシス      | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条、第25条、第25条の2、第26条、第26条の2(情報提供の根拠)・番号法第19条第7号別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務の番号の利用等に関する法律別表第二の主務の番号の利用等に関する法律別表第二のを第3条、第4条、第5条、第5条、第5条、第15条、第19条、第3条、第4条、第5条、第2条の2、第2条の2、第2条、第31条の2、第2条の2、第24条の2、第2条、第31条の2、第3条、第44条の2、第44条、第49条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第55条の2、第59条の3、オンライン資格確認の準備事務〉 | 3、44、45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条、第25条、第25条の2、第26条、第26条の2(情報提供の根拠)・番号法第19条第8号別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第55条の3、第41条の1、第55条の3、第55条の2、第59条の3〈オンライン資格確認の準備事務〉・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携 | 事後   | 番号法の改正に伴う修正                 |
| 令和3年9月1日 | Ⅱしきい値判断項目 1対象<br>人数  | 令和2年3月31日時点   | 令和3年7月31日時点   | 事後   | 番号法の改正に伴う修正によ<br>り再度実施したもの。 |
| 令和3年9月1日 | Ⅱしきい値判断項目 2取扱<br>者人数 | 令和2年4月1日時点  | 令和3年7月31日時点   | 事後   | 番号法の改正に伴う修正により再度実施したもの。     |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                  |
|-----------|---|---|---|------|----------------------------|
| 令和5年2月28日 | I 関連情報 1.特定個人情報<br>ファイルを取り扱う事務 ②事<br>務の概要 | 康保険加入者の資格管理及び各種保険給付、<br>国民健康保険税の賦課を行う。<br>1. 転出入や出生死亡、社会保険離脱等に伴う<br>国民健康保険加入者の資格管理<br>2. 被保険者証や高齢受給者証、限度額適用<br>認定証等の発行及び送付<br>3. 各種保険給付の決定及び通知<br>4. 国民健康保険税の賦課決定又は賦課更正<br>及び通知 | 『国民健康保険法及び条例等に基づき、国民健康保険加入者の資格管理及び各種保険給付、国民健康保険税の賦課を行う。 1. 転出入や出生死亡、社会保険離脱等に伴う国民健康保険加入者の資格管理 2. 被保険者証や高齢受給者証、限度額適用認定証等の発行及び送付 3. 各種保険給付の決定及び通知 4. 国民健康保険税の賦課決定又は賦課更正及び通知 5. 国民健康保険税の減免又は免除の決定及び通知 |      | 公金受取口座の情報照会開<br>始に伴い変更したもの |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明              |
|-----|----|--|---|------|------------------------|
|     |    | の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条第7号別表第二を基に流流情況にいう。)第19条第7号別表第二を基に流流情報という。)第19条第7号別表第二を基に流流情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保育機関が保有する特定個人情報について接続して中間サーバーへ登録する。「国民健康保険制度の適正かつ効率的な正す道を図るための健康保険法等の一部をくみの、個のといるのというとされたことと、当該しくみのような、係被者等と共同して「被保険者等のような、係被者等とは整理に関するもは是は以下「支とされたことと、当該して関するもは、のような、係被者等に国民健康保険者等は整理に関するもは、関係では、関係を表し、して「支払基金」という。)が、という。)に委託は、対しているのでは、のできるという。)に委託は、対しているのでは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して | 提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。「国民健康保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正す導るを図るための健康保険法等の一部を改正す導るを行うとされたことと、当該しくみのような、他医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事提供に下「被保険者等に係る情報の利用または人に関係をの収集または整理に関する主提供に下「支払基金」という。)」(以下「支払基金」という。)は、以下「支払基金」という。)ができる保険を表に、オンライン資格を設まれていること資報を表し、大いの提供に係る加入者等の資格履歴情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の提供にのいて共同して支払基金等に委託するとは、国保連合会から再委託を受けた国民健、とし、国保連合会から再委託を受けた国民健、保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支 | 事後   | 公金受取口座の情報照会開始に伴い変更したもの |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明              |
|-----|----|--|---|------|------------------------|
|     |    | ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払等の資格情報を利用するために、支払等事務における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とすンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐づけるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 | の質格情報を利用するにめて、支払基金が、当<br>市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間<br>サーバー等における機関別符号取得等事務」を<br>行うために、情報提供等記録開示システムの自<br>日標報表示業務機能を利用して、当事から提供 | 事後   | 公金受取口座の情報照会開始に伴い変更したもの |

| 変更日       | 項目                    | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                  |
|-----------|-----------------------|--|---|------|----------------------------|
| 令和5年2月28日 |                       | 省令で定める事務及び情報を定める命令(平26年内閣府・総務省令第7号)第20条、第25条、第25条の2、第26条、第26条の2(情報提供の根拠)・番号法第19条第8号別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主める事務及び情報を定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める第1条の2、第12条の3、第15条、第19条の2、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条第31条の2、第33条、第44条の2、第24条の2、第2条第31条の2、第33条、第44条の2、第44条の2、第44条の2、第44条の2、第44条の2、第5条、第55条の2、第59条の3〈オンライン資格確認の準備事務〉・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連進のためではなく、オンライン資格確認の準備事務〉・番号法附則第6条第4項(利用程認の準備基別的等の表別等の表別ではなく、オンライン資格ではなく、オンライン資格ではなく、オンライン資格ではなく、オンライン資格ではなく、第59条の3〈オンライン資格を第13条の3第1項及び、13条の3第1列及び、13条の3第1列及び、13条の3第1列及び、13条の3第1列及び、13条の3第1列及び、13条の3第1列及び、13条の3第1列及び、13条の3第1列及、13条の3第1列及、13条列及、13条列、13条列及、13条列、13条列、13条列、13条列、13条列、13条列、13条列、13条列 | の番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条、第25条、第25条の2、第26条、第26条の2(情報提供の根拠)・番号法第19条第8号別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3〈オンライン資格確認の準備事務〉・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携 | 事後   | 公金受取口座の情報照会開始に伴い変更したもの     |
| 令和5年2月28日 | Ⅱ しきい値判断項目 1 対<br>象人数 | 1万人以上10万人未満  | 1,000人以上1万人未満   | 事後   | 公金受取口座の情報照会開<br>始に係る再評価の実施 |
| 令和5年2月28日 | Ⅱ しきい値判断項目 1 対<br>象人数 | 令和3年7月31日 時点   | 令和5年1月31日 時点  | 事後   | 公金受取口座の情報照会開<br>始に係る再評価の実施 |
| 令和5年2月28日 | Ⅱ しきい値判断項目 2 取<br>扱者数 | 令和3年7月31日 時点   | 令和5年1月31日 時点  | 事後   | 公金受取口座の情報照会開<br>始に係る再評価の実施 |

| 変更日        | 項目     | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                                  |
|------------|--------|--|---|------|--|
| 令和5年10月31日 | I 関連情報 | 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」という。)第16条及び第24条〈オンライン資格確認の準備業務〉・番号法第9条第1項別表第一の16の項及び30の項。 | ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項及び30の項<br>・番号法第9条第2項<br>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条及び第24条<br>〈オンライン資格確認の準備業務〉<br>・番号法第9条第1項別表第一の16の項及び30の項<br>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条<br>・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 | 事前   | 令和6年4月予定の国保情報<br>集約システム機器更改を踏ま<br>えた再評価の実施 |

| 変更日        | 項目                    | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                                  |
|------------|-----------------------|---|--|------|--|
| 令和5年10月31日 |                       | 条、第25条の2、第26条、第26条の2<br>(情報提供の根拠)<br>・番号法第19条第8号別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主のの番号の利用等に関する法律別表第二の主のの番号の利用等に関する法律別表第二のを第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第26条、第43条の2、第24条の2、第24条の2、第43条の2、第44条、第49条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第43条の2、第55条の2、第59条の3、オンライン資格確認の準備事務〉・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備事務〉・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備事務〉・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格で認めの準備事務〉・本号法附別第6条第4項(利用目的:情報連携して機関別符号を取得ではなる等のではなる。第1項及び第2項、公金受取口座照会の根拠>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に関する法律の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表 | ・番号法第19条第8号別表第二の27、42、43、44、45、121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条、第25条、第25条の2、第26条、第59条の4(情報提供の根拠)・番号法第19条第8号別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第22条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第3条、第41条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第44条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第24条の2、第24条の2、第24条の2、第25条、第1条の3 第1項及び、番号法附則符号を取得其間の時報に関別符号を取得する等)・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項(公金受取口座照会の根拠)・公的の預貯金口座の登録等に関する法律での表針での表針での表針での表針での表針での表針での表針での表針での表針での表針 | 事前   | 令和6年4月予定の国保情報<br>集約システム機器更改を踏ま<br>えた再評価の実施 |
| 令和5年10月31日 | Ⅱ しきい値判断項目 1 対<br>象人数 | 令和5年1月31日 時点  | 令和5年8月31日 時点   | 事前   | 令和6年4月予定の国保情報<br>集約システム機器更改を踏ま<br>えた再評価の実施 |
| 令和5年10月31日 | Ⅱ しきい値判断項目 2 取<br>扱者数 | 令和5年1月31日 時点  | 令和5年8月31日 時点   | 事前   | 令和6年4月予定の国保情報<br>集約システム機器更改を踏ま<br>えた再評価の実施 |